

環境厚生委員会資料

健康福祉部
令和8年10月1日・2日

1. 条例案

第116号議案	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	(健康福祉総務課) … 1
---------	---	---------------

2. 予算案

第93号議案	令和8年度島根県一般会計補正予算(第4号) [関係分]	(健康福祉総務課) … 4
第97号議案	令和8年度島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計補正予算(第1号)	(健康福祉総務課) … 4
第98号議案	令和8年度島根県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	(健康福祉総務課) … 4
第99号議案	令和8年度島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)	(健康福祉総務課) … 4

3. 報告事項

- | | | | | |
|-----|---|---------------------|---|----|
| (1) | 島根県新型コロナウイルス感染症PCR等検査無料化事業補助金
返還請求に係る訴訟の判決について | (健康福祉総務課、
薬事衛生課) | … | 9 |
| (2) | 島根県循環器病対策推進計画(第2期)の策定について | (健康推進課) | … | 11 |
| (3) | 子ども医療費助成事業に係る状況について | (健康推進課) | … | 13 |
| (4) | 令和8年度国民健康保険一人当たり調定見込額について | (健康推進課) | … | 17 |
| (5) | 国民健康保険料の滞納等の状況について | (健康推進課) | … | 20 |
| (6) | 介護保険料の滞納状況及び保険料・利用料の減免状況について | (高齢者福祉課) | … | 21 |
| (7) | 第10期島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画の策定に
ついて | (高齢者福祉課) | … | 22 |
| (8) | 令和7年度児童相談の状況について | (青少年家庭課) | … | 24 |

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

1. 条例改正の理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「法」という。）が、令和6年6月に成立し、令和8年12月25日に施行されることから、関係する児童福祉施設等の設備・運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行う必要がある。

2. 条例改正の概要

児童対象性暴力等の防止等のために、法に定められた次の措置を講じなければならない旨を新たに規定する。

- (1) 犯罪事実確認（法第4条第1項）
- (2) 早期発見（法第5条第1項）
- (3) 相談（法第5条第2項）
- (4) 防止措置（法第6条）
- (5) 調査（法第7条第1項）
- (6) 保護及び支援（法第7条第2項）
- (7) 研修（法第8条）

3. 改正する条例（5 条例）

条例の名称	所管課
① 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	青少年家庭課
② 島根県認定こども園の認定要件に関する条例	子ども・子育て支援課
③ 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	
④ 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	障がい福祉課
⑤ 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	

4. 改正例（上記③の例）

第10条の2 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

5. 施行期日

令和8年12月25日

【参考】こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))



制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等 (第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者 (第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等 (第2条第4項)

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者 (第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

① 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**(第5条第1項等)
- ・ 児童等が**相談を行いやすくするための措置**(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・ **研修**(第8条等)

初犯防止対策

③ 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - － 学校設置者等の現職者
 - ➔ 施行から3年以内(第4条第3項)
 - － 民間教育保育等事業者の従事者
 - ➔ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

再犯防止対策

② 被害が疑われる場合の対応

- ・ **調査**(第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の**保護・支援**(第7条第2項等)

④ 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)**を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。

防止措置

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

令和8年度9月補正予算案 (健康福祉部)

1. 一般会計

(単位:千円)

課 名	補正前の額		補 正 額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,832,398	2,487,582	▲ 17,594	▲ 17,594	2,814,804	2,469,988
地域福祉課	1,146,185	965,633	63,516	63,516	1,209,701	1,029,149
医療政策課	11,321,477	7,325,098	54,155	9,891	11,375,632	7,334,989
健康推進課	22,066,645	20,536,680	226,211	219,641	22,292,856	20,756,321
高齢者福祉課	15,008,103	13,816,805	202,914	199,818	15,211,017	14,016,623
青少年家庭課	4,863,295	2,454,888	30,669	30,669	4,893,964	2,485,557
子ども・子育て支援課	10,408,340	9,846,665	21,705	19	10,430,045	9,846,684
障がい福祉課	11,911,964	9,833,894	75,989	75,989	11,987,953	9,909,883
薬事衛生課	908,697	710,272	513,166	502,638	1,421,863	1,212,910
健康福祉部計	80,467,104	67,977,517	1,170,731	1,084,587	81,637,835	69,062,104

2. 特別会計

(単位:千円)

会 計 名	補正前の額		補 正 額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計	283,761	0	▲ 10,923	0	272,838	0
島根県国民健康保険特別会計	60,086,094	0	2,078,380	0	62,164,474	0
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計	430,933	0	98,324	0	529,257	0

■令和8年度9月補正予算案 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課 名 議 案 事 業 名		補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 額 の 財 源 内 訳					
					国 庫	分・負・寄	使・手	県 債	その他	一般財源
健 康 福 祉 部		80,467,104	1,170,731	81,637,835	0	0	0	0	86,144	1,084,587
健康福祉総務課		2,832,398	▲ 17,594	2,814,804	0	0	0	0	0	▲ 17,594
1	熊本地震の被災地への派遣による支援事業費	0	39,530	39,530	・保健師等の派遣 26,759 ・DPATの派遣 1,142 ・DWATの派遣 8,079 ・介護職員等の派遣 3,550					
2	一般職給与費	2,080,082	▲ 57,124	2,022,958	・一般職員 256人→ 252人					
地域福祉課		1,146,185	63,516	1,209,701	0	0	0	0	0	63,516
1	低所得世帯緊急支援事業費	0	42,197	42,197	・低所得世帯緊急支援事業					
2	国庫支出金返還金	0	6,158	6,158	・過年度補助金等返還金					
3	一般職給与費	171,378	15,161	186,539	・一般職員 23人→ 23人					
医療政策課		11,321,477	54,155	11,375,632	0	0	0	0	44,264	9,891
1	県立病院管理事業費	5,043,249	▲ 21,085	5,022,164	・県立病院一般会計繰出金					
2	国庫支出金返還金	0	53,278	53,278	・過年度補助金等返還金					
3	一般職給与費	326,378	21,962	348,340	・一般職員 32人→ 35人					
健康推進課		22,066,645	226,211	22,292,856	0	0	0	0	6,570	219,641
1	後期高齢者医療支援事業費	13,112,881	122,785	13,235,666	・基盤安定負担金 保険料軽減分					
2	国民健康保険支援事業費	5,052,597	▲ 1,045	5,051,552	・国民健康保険特別会計繰出金					
3	国庫支出金返還金	0	107,721	107,721	・過年度補助金等返還金					
4	一般職給与費	212,801	▲ 3,250	209,551	・一般職員 26人→26人					
高齢者福祉課		15,008,103	202,914	15,211,017	0	0	0	0	3,096	199,818
1	国庫支出金返還金	0	205,946	205,946	・過年度補助金等返還金					
2	一般職給与費	211,891	▲ 3,032	208,859	・一般職員 28人→30人					

(単位:千円)

課 名 議 案 事 業 名		補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 額 の 財 源 内 訳					
					国 庫	分・負・寄	使・手	県 債	その他	一般財源
青少年家庭課		4,863,295	30,669	4,893,964	0	0	0	0	0	30,669
1	国庫支出金返還金	0	35,985	35,985	・過年度補助金等返還金					
2	一般職給与費	1,036,835	▲ 5,316	1,031,519	・一般職員 134人→136人					
子ども・子育て支援課		10,408,340	21,705	10,430,045	0	0	0	0	21,686	19
1	国庫支出金返還金	0	22,205	22,205	・過年度補助金等返還金					
2	一般職給与費	138,179	▲ 500	137,679	・一般職員 18人→19人					
障がい福祉課		11,911,964	75,989	11,987,953	0	0	0	0	0	75,989
1	国庫支出金返還金	0	63,083	63,083	・過年度補助金等返還金					
2	一般職給与費	267,548	12,906	280,454	・一般職員 34人→35人					
薬事衛生課		908,697	513,166	1,421,863	0	0	0	0	10,528	502,638
1	国庫支出金返還金	0	479,161	479,161	・過年度補助金等返還金					
2	一般職給与費	238,058	34,005	272,063	・一般職員 32人→35人					

■令和8年度9月補正予算案 会計別事業別一覧(特別会計)

(単位:千円)

会計名 議 案 事 業 名		補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 額 の 財 源 内 訳					
					国 庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計		283,761	▲ 10,923	272,838	▲ 1,253	0	0	0	▲ 9,670	0
1	予備費	85,331	▲ 9,670	75,661	・予備費					
2	一般職給与費	93,130	▲ 1,253	91,877	・一般職員 10人→10人					
島根県国民健康保険特別会計		60,086,094	2,078,380	62,164,474	0	0	0	0	2,078,380	0
1	国民健康保険財政調整基金事業費	149,581	402,343	551,924	・国民健康保険財政調整基金事業費					
2	予備費	0	1,677,082	1,677,082	・予備費					
3	一般職給与費	33,822	▲ 1,045	32,777	・一般職員 4人→4人					
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計		430,933	98,324	529,257	0	0	0	0	98,324	0
1	予備費	120,110	98,324	218,434	・予備費					

【9月補正（健康福祉部所管分）】

主 な 補 正 項 目

1. エネルギー価格・物価高騰対策

(単位:千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
1	エネルギー価格・物価高騰に伴う低所得世帯緊急支援事業	42,197	エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける低所得世帯の負担を軽減するための支援金について、市町村からの申請状況を踏まえて支援金の原資となる予算を増額 [対象] 住民税非課税世帯 [実施主体] 市町村（市町村に対する補助制度） [助成上限額] 支援金助成 1世帯当たり3万円	地域福祉課

2. その他

(単位:千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
1	熊本地震の被災地への派遣による支援事業	39,530	被災県等からの要請に基づき、被災地に職員等（県・市町村・民間）を派遣し、医療・救護等を支援 [派遣する主な職種と業務内容] ①医師・看護師 医療・救護等 ②保健師 健康相談・健康管理 ③介護職員等 要配慮者への支援	健康福祉総務課

島根県新型コロナウイルス感染症PCR等検査無料化事業補助金返還請求に係る訴訟の判決について

1. 概要

令和3年度及び4年度に島根県新型コロナウイルス感染症PCR等検査無料化事業補助金を受領した株式会社メディトランセが、補助事業の取消要件に該当する行為を行ったため、補助金82,392,000円について、令和5年12月に交付決定を取り消し※、返還命令を行った。

当該法人が返還に応じないことから、補助金の全額返還並びに加算金及び延滞金の支払いを求め、令和6年6月定例会の議決に基づき、令和6年8月27日に松江地方裁判所に訴状を提出した。

令和8年3月23日に松江地方裁判所から、原告（県）の請求を認容する判決が言い渡されたが、相手方（株式会社メディトランセ）は、判決を不服として3月28日に広島高等裁判所松江支部に控訴した。

9月2日に広島高等裁判所松江支部から、控訴を棄却する判決が言い渡されたが、上告期限前の9月9日に東京地方裁判所が、同社の破産手続開始を決定したことから、破産法第44条の規定により訴訟手続が中断した。このため、9月25日に広島高等裁判所松江支部に、破産管財人が訴訟手続を受け継ぐよう申立てを行った。

※取消の理由 次に掲げる事項が交付要綱第9条第1項第2号に該当するため

- ① 株式会社メディトランセの取引先事業者が、株式会社メディトランセの名義を使用して、登録を受けるための実施計画書の提出及び補助金交付申請を行ったこと
- ② 株式会社メディトランセは、自らは本事業の事業主体でない認識であるにもかかわらず、島根県が交付した補助金交付決定通知書を受領した上で、自らの口座において補助金の交付を受けたこと

(1)訴訟名 島根県新型コロナウイルス感染症PCR等検査無料化事業補助金返還請求控訴事件

(2)控訴人 株式会社メディトランセ

所在地 東京都新宿区北新宿一丁目4番7号

代表者 代表取締役 加藤 篤彦

事業内容 受託臨床検査、医療検体輸送、医療コンサルティング等

2. 経過

令和4年3月23日 補助金交付決定（令和3年度分）

令和4年6月3日 補助金交付決定（令和4年度分）

令和4年8月18日 補助金追加交付決定（令和4年度分）

令和5年12月12日 補助金交付決定取消・返還命令（令和3年度・4年度分）

令和6年8月27日 島根県が松江地方裁判所に訴状提出

令和6年10月～ 弁論準備手続（計7回）・口頭弁論（計3回）

令和8年3月23日 判決言渡し

令和8年3月28日 相手方が広島高等裁判所松江支部に控訴申立て

令和8年7年6日 控訴審口頭弁論（1回で結審）

令和8年9月2日 控訴審判決言渡し

令和8年9月9日 東京地方裁判所が株式会社メディトランセの破産手続開始を決定

令和8年9月25日 島根県が広島高等裁判所松江支部に訴訟手続受継申立て

3. 今後の対応

島根県から破産管財人に破産債権届出書提出

島根県循環器病対策推進計画（第2期）の策定について

1. 計画策定の趣旨

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（平成30年法律第105号、以下「循環器病対策基本法」という。）において、循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況等を踏まえ、地域の実情に応じた循環器病対策を推進するため、本計画を策定する。

2. 計画の位置づけ

循環器病対策基本法第11条第1項に基づく県計画として策定

※島根県保健医療計画と整合を図り策定

3. 計画の期間

令和9年4月～令和15年3月

4. 計画策定の体制

循環器病対策基本法第21条第1項に基づき設置された島根県循環器病対策推進協議会で策定

5. 第1期計画の評価

- ・指標である健康寿命（65歳平均自立期間）は延伸しており、脳血管疾患や虚血性心疾患の年齢調整死亡率は目標を達成。しかし、循環器病のリスク因子ともなる平均収縮期血圧値は悪化しており、高血圧の予防や適正管理が課題
- ・病院と診療所、在宅支援を行う事業所の連携により、心不全の悪化防止の取組が進められている
- ・循環器病患者に対する多職種連携によるリハビリテーション支援体制を推進することが必要

6. 計画の項目

(1) 全体目標

- ①循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- ②保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
- ③循環器病の研究推進への協力

(2) 個別施策

【循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備】

- ①循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- ②保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
 - ア) 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
 - イ) 救急搬送体制の整備
 - ウ) 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築
 - エ) リハビリテーション等の取組
 - オ) 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
 - カ) 循環器病の緩和ケア
 - キ) 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
 - ク) 治療と仕事の両立支援・就労支援
 - ケ) 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策
 - コ) 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
- ③循環器病の研究推進への協力
- ④循環器病対策に係る取組指標

(3) 循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項

- ①循環器病対策推進計画の推進体制と役割
- ②循環器病対策推進計画の評価

7. 今後のスケジュール

令和8年	10月～	第2回島根県循環器病対策推進協議会（素案協議）
	12月～	パブリックコメント
		医療審議会（素案報告） 環境厚生委員会へ素案報告
令和9年	2月～	第3回島根県循環器病対策推進協議会（最終案協議）
	3月～	医療審議会（報告） 環境厚生委員会へ報告

子ども医療費助成事業に係る状況について

1 子ども医療費助成拡充に向けた考え方

市長会・町村会の共同要望、県議会の要望を踏まえ、令和7年度から以下のとおり拡充

- (1) 県においては、県内全市町村で医療費助成の対象を18歳（高校生等）まで拡充できるよう市町村の財源確保を後押しするため、従来の交付金制度に代えて、新たに小中学生を対象とした医療費助成（1／2補助）を実施
- (2) 18歳（高校生等）までの医療費助成を未実施の市町村においては、助成を実施
- (3) 既に18歳（高校生等）までの医療費助成を実施している市町村においては、県の助成拡充により押し出される財源を活用し、地域の実情に応じた新たな子育て支援施策を実施

2 県補助金決算状況

令和7年度概算交付額 5.5億円

令和7年度実績報告額 5.6億円 ※概算交付額との差額は令和8年度に精算交付を予定

（参考）制度設計時において、小中学生への医療費助成に要する県負担額（年間）は、6億円と試算

令和7年度に限り、同年4月診療分から翌年2月診療分までが助成対象（11か月分／5.5億円）

3 子育て世代への支援の拡充に係る市町村施策の状況【別紙1】

（主な活用事例）

- ・子ども医療費無償化（浜田市、江津市）
- ・予防接種費助成（浜田市、奥出雲町、知夫村）
- ・保育所等主食費無償化（吉賀町）

4 子ども医療費助成制度の拡充状況【別紙2】

令和8年10月1日時点で、未就学児～中学生までは全19市町村で無償化

18歳（高校生等）について、17市町村で無償化

子育て世代への支援の拡充に係る市町村施策の状況（令和7年度実績）

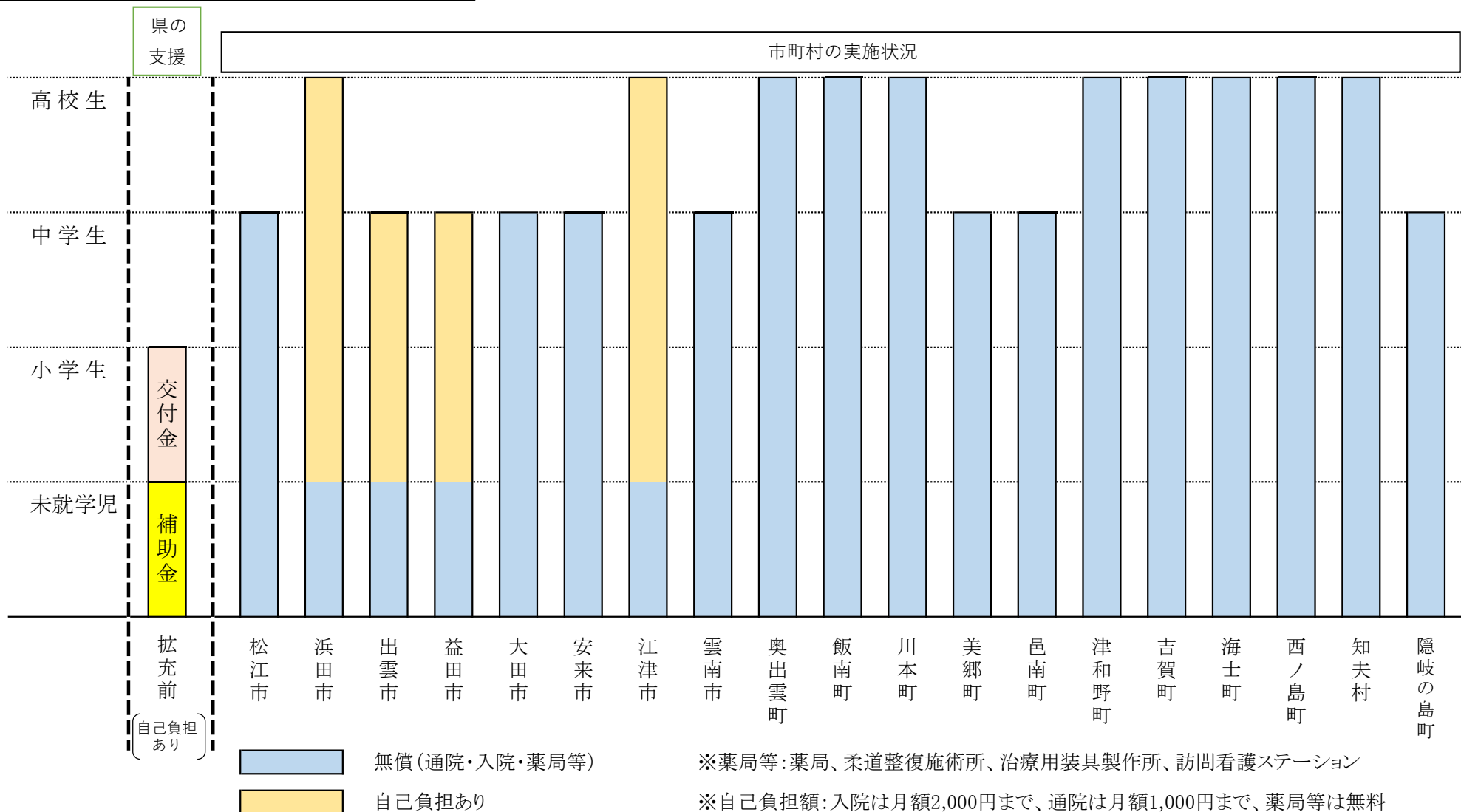
市町村	R5年度末時点の 子ども医療費助成 (高校生相当年齢)	押し出される財源などでR7年度に市町村が取り組んだ施策	
		子ども医療費助成（高校生相当年齢）	その他の子育て支援施策
松江市	未実施	自己負担ありの助成（※）	保育所入所管理業務改善委託事業　／　産前・産後ケア推進事業　／　養育費確保支援事業
浜田市	自己負担あり	－	子ども医療費助成（小中学生・無償化、高校生・入院無償化）　／　予防接種費助成　／　学用品購入支援（AIドリル）
出雲市	未実施	自己負担ありの助成（※）	－
益田市	未実施	自己負担ありの助成（※）（R6.7月実施）	－
大田市	未実施	無償（R6.10月実施）	－
安来市	未実施	無償	－
江津市	自己負担あり	－	子ども医療費助成（小学生～高校生・無償化）
雲南市	未実施	無償	－
奥出雲町	無償	－	予防接種費助成　／　幼稚園主食費無償化　／　高校生活スタート応援金
飯南町	無償	－	病児（病後児）保育
川本町	無償	－	学校給食費無償化(R6先行実施)
美郷町	未実施	無償	学校給食質向上事業　／　小中学生資格取得応援事業
邑南町	未実施	無償(R6.4月実施)	－
津和野町	無償	－	保育施設へのおむつ配布　／　放課後児童クラブ長期休み期間中の昼食支援　／　子育て世帯引越し費用助成
吉賀町	無償	－	保育所等主食費無償化（対象：3歳以上児）　／　育児用品レンタル助成事業
海士町	無償	－	在宅保育への経済的支援　／　保育料軽減事業
西ノ島町	無償	－	入学・就労助成金
知夫村	無償	－	予防接種費助成
隠岐の島町	未実施	無償（R6.4月実施）	小中学校入学準備品支給事業　／　新生児聴覚検査費用助成
合計			

※ 「自己負担ありの助成」は、入院は月額2,000円まで、通院は月額1,000円までを自己負担の限度額とする

※ 網掛けは、令和5年度末時点で、高校生相当年齢の医療費助成を「未実施」の市町村

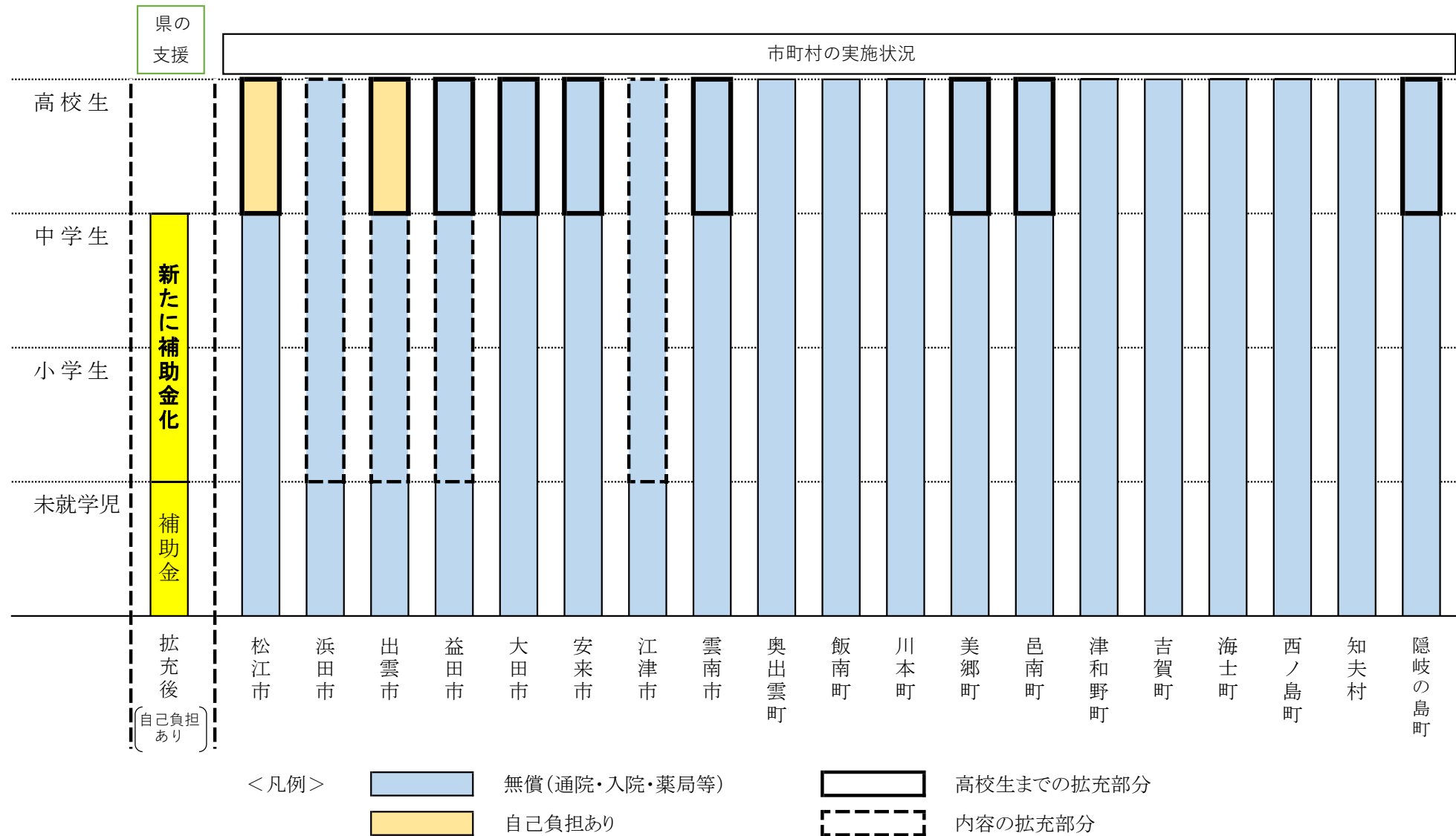
市町村における子ども医療費助成制度の状況

拡充前（令和5年度末時点）



(補足)松江市の中学生への入院を除く通院等の医療費助成は、令和6年4月1日より実施であるが、本資料では実施済みとして記載。

拡充後（令和8年10月時点）



令和8年度国民健康保険 一人当たり調定見込額について

(単位:円)

市町村名	R 7	R 8	R 8 / R 7	(参考) 料率改定
松江市	107,670	107,670	100.0%	有
浜田市	81,496	91,651	112.5%	有
出雲市	105,703	116,097	109.8%	有
益田市	94,083	96,618	102.7%	有
大田市	87,029	91,880	105.6%	有
安来市	92,204	98,334	106.6%	有
江津市	85,169	87,285	102.5%	無
雲南市	89,438	93,745	104.8%	有
奥出雲町	90,882	102,318	112.6%	無
飯南町	78,710	89,599	113.8%	無
川本町	70,256	75,695	107.7%	無
美郷町	85,216	85,996	100.9%	無
邑南町	71,712	78,960	110.1%	有
津和野町	86,198	85,617	99.3%	有
吉賀町	72,754	86,418	118.8%	有
海士町	101,747	121,740	119.6%	有
西ノ島町	90,295	91,069	100.9%	有
知夫村	62,390	65,552	105.1%	無
隠岐の島町	86,632	88,865	102.6%	無
県計	97,515	102,963	105.6%	

備考

- 一人当たり調定見込額は、世帯人数や所得に応じて世帯ごとに賦課された保険料の総額を被保険者総数で除した額。
料率の改定が無くても被保険者数や世帯の所得額の増減により変動する。
- 金額は、医療分と後期高齢者支援金分の調定見込額の合計額

参考１ モデルケースによる保険料比較

(単位：円／年)

市 町 村 名	モデルケース A					モデルケース B				
	R 7	R 8	前年比	R 8 ※子ども子育て支援金除き	前年比	R 7	R 8	前年比	R 8 ※子ども子育て支援金除き	前年比
松 江 市	416,670	414,860	99.6%	407,040	97.7%	180,020	184,170	102.3%	179,150	99.5%
浜 田 市	371,800	420,600	113.1%	412,800	111.0%	157,900	179,800	113.9%	175,000	110.8%
出 雲 市	403,750	435,996	108.0%	426,740	105.7%	176,200	191,456	108.7%	186,620	105.9%
益 田 市	404,800	390,000	96.3%	380,400	94.0%	175,100	178,400	101.9%	173,600	99.1%
大 田 市	398,300	406,000	101.9%	396,800	99.6%	174,900	179,500	102.6%	173,800	99.4%
安 来 市	402,500	419,500	104.2%	411,700	102.3%	174,200	181,900	104.4%	176,900	101.5%
江 津 市	405,570	413,538	102.0%	405,570	100.0%	174,000	178,968	102.9%	174,000	100.0%
雲 南 市	358,170	371,710	103.8%	363,560	101.5%	161,300	167,480	103.8%	162,330	100.6%
奥 出 雲 町	373,200	383,000	102.6%	373,200	100.0%	166,800	171,800	103.0%	166,800	100.0%
飯 南 町	340,160	347,490	102.2%	340,160	100.0%	146,010	150,740	103.2%	146,010	100.0%
川 本 町	304,900	312,600	102.5%	304,900	100.0%	153,700	158,400	103.1%	153,700	100.0%
美 郷 町	380,600	386,800	101.6%	380,500	100.0%	166,000	169,800	102.3%	166,000	100.0%
邑 南 町	303,600	320,300	105.5%	312,600	103.0%	131,800	141,300	107.2%	136,400	103.5%
津 和 野 町	397,200	393,700	99.1%	386,400	97.3%	172,300	171,700	99.7%	167,100	97.0%
吉 賀 町	345,300	396,200	114.7%	388,700	112.6%	142,800	169,700	118.8%	165,000	115.5%
海 士 町	305,700	326,700	106.9%	320,400	104.8%	133,300	137,700	103.3%	134,000	100.5%
西 ノ 島 町	319,536	330,100	103.3%	323,100	101.1%	141,465	146,000	103.2%	141,300	99.9%
知 夫 村	249,900	257,200	102.9%	249,900	100.0%	97,300	101,800	104.6%	97,300	100.0%
隠 岐 の 島 町	358,600	366,700	102.3%	358,600	100.0%	152,100	157,200	103.4%	152,100	100.0%

備考

1. モデルケースによる保険料は、世帯人数と所得を固定したモデル世帯に賦課される保険料の試算。被保険者数や世帯の所得額の増減の影響を受けず、料率の改定状況が反映される。

(1) モデルケース A：共働きの夫婦と子ども2人の4人家族、総所得270万円（基礎控除後所得184万円）

(2) モデルケース B：年金生活者の夫婦の2人家族、総所得170万円（基礎控除後所得84万円）

2. 金額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分及び子ども分（子ども分はR8分から適用）の合計額

参考２ 所得額に対する調定見込額の割合（負担率）による比較

（単位：百万円）

市 町 村 名	R 7			R 8			増減
	① 所得額計	② 調定額計	③=②/① 負担率	④ 所得額計	⑤ 調定額計	⑥=⑤/④ 負担率	⑥-③
松 江 市	16,919	3,233	19.1%	16,704	3,101	18.6%	△ 0.5
浜 田 市	4,016	638	15.9%	3,999	686	17.2%	1.3
出 雲 市	18,828	2,819	15.0%	18,939	2,976	15.7%	0.7
益 田 市	5,704	701	12.3%	5,614	684	12.2%	△ 0.1
大 田 市	2,986	502	16.8%	3,109	491	15.8%	△ 1.0
安 来 市	4,546	543	11.9%	4,662	541	11.6%	△ 0.3
江 津 市	2,509	318	12.7%	2,593	319	12.3%	△ 0.4
雲 南 市	3,384	521	15.4%	4,559	508	11.2%	△ 4.3
奥 出 雲 町	1,685	185	11.0%	1,769	197	11.1%	0.1
飯 南 町	545	59	10.9%	499	55	11.1%	0.2
川 本 町	232	35	15.3%	250	35	14.0%	△ 1.2
美 郷 町	346	61	17.5%	358	57	15.9%	△ 1.7
邑 南 町	1,092	137	12.5%	1,131	139	12.3%	△ 0.2
津 和 野 町	689	114	16.6%	660	109	16.6%	△ 0.0
吉 賀 町	552	78	14.1%	510	87	17.1%	3.0
海 士 町	692	53	7.6%	661	66	10.0%	2.4
西 ノ 島 町	377	45	12.0%	410	48	11.8%	△ 0.2
知 夫 村	113	10	9.2%	121	11	8.9%	△ 0.3
隠 岐 の 島 町	1,550	228	14.7%	1,555	215	13.8%	△ 0.9
県 計	66,766	10,282	15.4%	68,104	10,327	15.2%	△ 0.2

備考

1. 負担率は、調定額計を所得額計で除した率
2. 調定額は、医療分と後期高齢者支援金分の合計額

国民健康保険料の滞納等の状況について

(R8.6.1現在)

市町村名	被保険者数	加入世帯数	うち保険料 滞納世帯	滞納割合	特別療養費 支給対象 ※
松江市	27,991	20,368	1,115	5.5%	79
浜田市	7,569	5,686	316	5.6%	10
出雲市	25,597	17,747	1,025	5.8%	92
益田市	7,185	5,154	233	4.5%	10
大田市	5,263	3,840	274	7.1%	10
安来市	5,490	3,878	303	7.8%	32
江津市	3,596	2,719	142	5.2%	6
雲南市	5,474	3,947	181	4.6%	14
奥出雲町	1,952	1,431	64	4.5%	7
飯南町	679	509	61	12.0%	2
川本町	453	356	15	4.2%	1
美郷町	649	487	21	4.5%	2
邑南町	1,734	1,286	35	2.7%	0
津和野町	1,266	917	40	4.4%	0
吉賀町	1,005	724	41	5.7%	2
海士町	535	429	6	1.4%	0
西ノ島町	543	420	3	0.7%	0
知夫村	170	128	3	2.3%	0
隠岐の島町	2,378	1,806	76	4.2%	5
県計	99,529	71,832	3,954	5.5%	272

○ 県計の推移

(R7.6.1)	104,820	74,530	3,677	4.9%	328
(R6.6.1)	110,034	77,214	3,596	4.7%	303
(R5.6.1)	115,542	79,889	3,727	4.7%	351
(R4.6.1)	122,393	83,112	4,023	4.8%	322

※1 特別療養費の支給対象世帯とは、災害その他特別な事情がないにもかかわらず、長期に渡り保険料を滞納していることにより療養の給付に代えて特別療養費の支給対象となっている世帯をいう。

介護保険料の滞納状況及び保険料・利用料の減免状況について

令和8年10月1日・2日
環境厚生委員会資料
健康福祉部高齢者福祉課

	保険料滞納状況		
	第1号被保険者数 (R8.6月末時点)	保険料滞納者数 (R8.6月末時点)	滞納割合 (R8.6月末時点)
松江市	59,364	713	1.20%
出雲市	51,967	338	0.65%
益田市	16,774	112	0.67%
大田市	12,902	132	1.02%
安来市	13,261	159	1.20%
津和野町	3,236	44	1.36%
吉賀町	2,468	34	1.38%
邑智郡総合事務組合	7,336	68	0.93%
浜田地区広域行政組合	26,927	148	0.55%
雲南広域連合	20,932	194	0.93%
隠岐広域連合	7,580	73	0.96%
県 計	222,747	2,015	0.90%

令和7年県計(令和7.6月末)	224,119	2,251	1.00%
令和6年県計(令和6.6月末)	226,092	2,330	1.03%
令和5年県計(令和5.6月末)	227,113	2,394	1.05%
令和4年県計(令和4.6月末)	228,652	2,779	1.22%
令和3年県計(令和3.6月末)	229,270	2,771	1.21%

保険料・利用料減免状況	
令和8年6月末状況 (R8.4～R8.6月)	
保険料減免 適用者数(人)	利用料減免 適用者数(人)
6	0
0	0
0	0
1	0
0	0
0	0
0	0
0	0
1	0
0	0
0	0
8	0

9	1
12	3
8	1
13	8

※保険者へ照会

※第1号被保険者数は、介護保険事業状況報告(月報)より

第10期島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画の策定について

1. 計画の概要

(1) 位置付け

- ・ 老人福祉法に基づく老人福祉計画と、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画を一体的に定め、県の高齢者の福祉、介護に関する施策を総合的に推進するための計画
- ・ 各保険者で策定する介護保険事業計画が実現するよう、保険者・市町村を支援していくもの

(2) 計画期間

- ・ 令和9年度～令和11年度（3年間）

(3) 現行計画からの主な変更点

- ・ 全国で高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見据え、地域の分類（※1）に基づくサービス提供体制の確保・維持に向けた取組について記載
- ・ 中山間・人口減少地域については、特定地域サービス（※2）や特定地域居宅サービス等事業（※3）の制度の活用等について記載

- ※1 高齢者人口が2040年にかけて増加し続け、サービス需要が急増する「大都市部」、
高齢者人口が増減し、サービス需要の状況が2040年までの間に増加から減少へ転じる「一般市等」、
高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する「中山間・人口減少地域」
- ※2 地域の実情に応じた配置基準や、包括的な評価（月当たり定額報酬）の導入が可能となるもの
- ※3 地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施することが可能となるもの

2. 次期計画における記載項目（予定）

第1編 計画策定の目的

- 第1章 計画の策定と推進
- 第2章 高齢者の現状と将来
- 第3章 介護サービス量の現状と見込み
- 第4章 計画目標と重点施策
- 第5章 各圏域の現状と課題

第2編 重点施策

- 第1章 地域包括ケアの仕組みづくり
- 第2章 介護予防の推進と高齢者の社会参加
- 第3章 生活支援の充実
- 第4章 適正な介護サービスと住まいの確保
- 第5章 介護人材確保・介護現場革新
- 第6章 医療との連携
- 第7章 認知症施策の推進

3. 計画策定スケジュール（予定）

令和8年 12月	計画策定委員会（素案審議）
12月	環境厚生委員会へ素案報告
令和9年 1月～2月	パブリックコメント（1か月間）
令和9年 3月	計画策定委員会（計画案審議）
3月	環境厚生委員会へ報告

令和7年度児童相談の状況について

1 児童相談の対応状況

相談種別	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村	
養護相談 (虐待相談を含む)	1,247	50.3%	694	81.2%	1,026	41.0%	719	74.1%	1,166	45.1%	823	75.6%
保健相談	1	0.0%	3	0.4%	0	0.0%	3	0.3%	0	0.0%	2	0.2%
障がい相談	982	39.6%	10	1.2%	1,210	48.4%	12	1.2%	1,100	42.5%	8	0.7%
非行相談	55	2.2%	3	0.4%	45	1.8%	5	0.5%	57	2.2%	4	0.4%
育成相談	173	7.0%	34	4.0%	180	7.2%	73	7.5%	214	8.3%	70	6.4%
その他	22	0.9%	111	13.0%	40	1.6%	158	16.3%	49	1.9%	181	16.6%
合計	2,480	100.0%	855	100.0%	2,501	100.0%	970	100.0%	2,586	100.0%	1,088	100.0%

※小数第二位四捨五入

○令和7年度の対応件数は、児童相談所で2,586件（前年度比85件、3.4%増）、市町村は1,088件（前年度比118件、12.2%増）

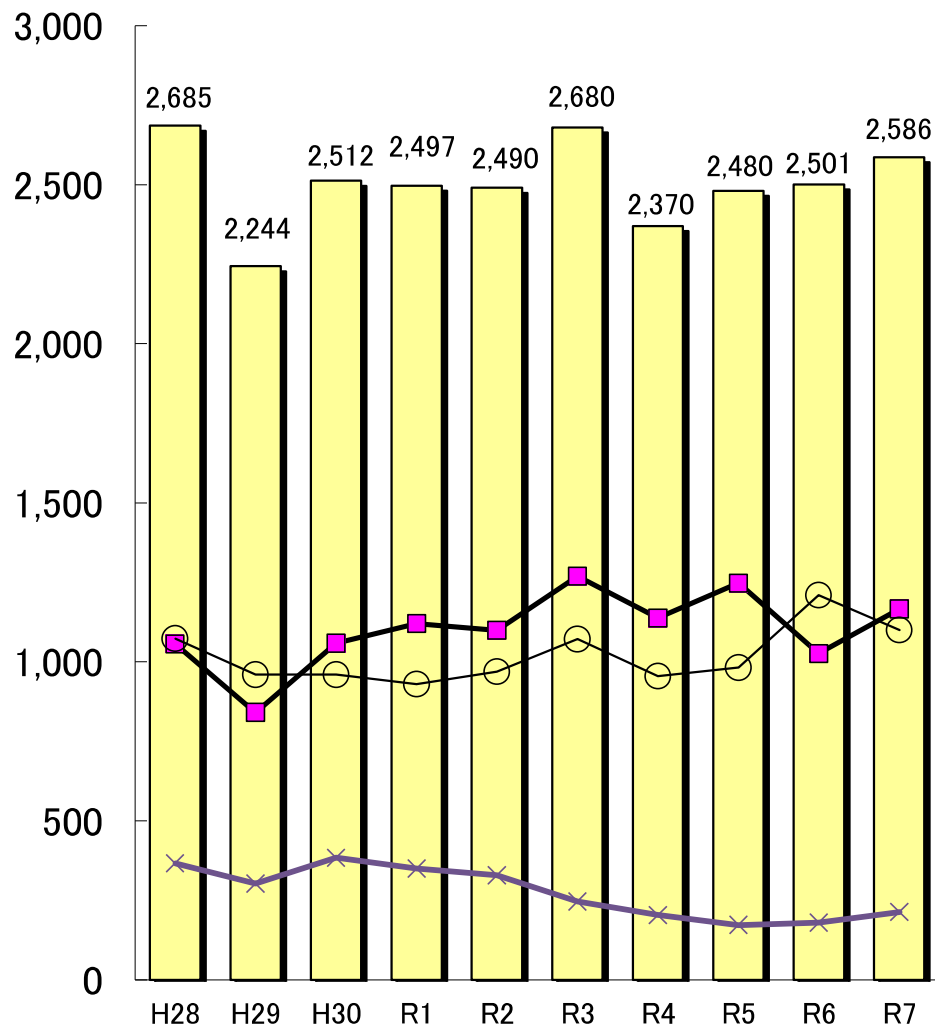
○相談種別は、児童相談所は養護相談が最も多く、次いで障がい相談、市町村では養護相談が最も多く、次いでその他の相談となっている。

《参考》相談の種類及び主な内容

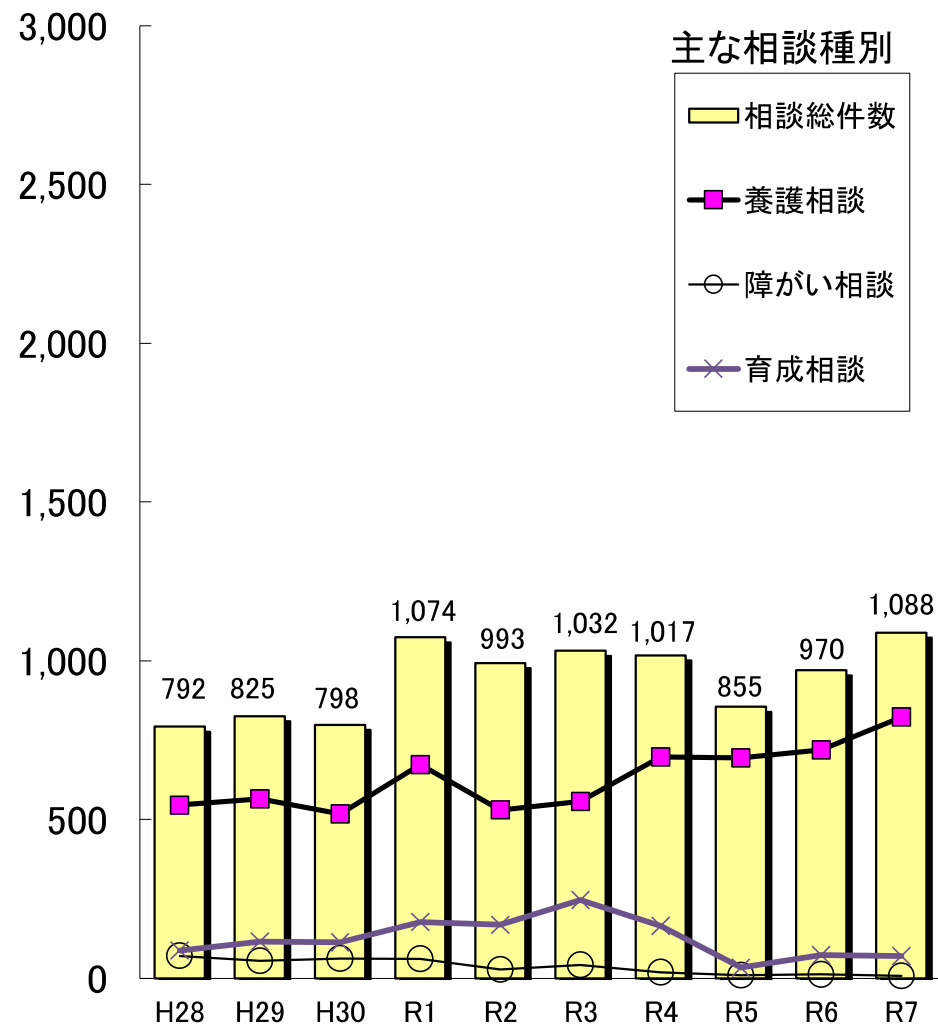
1. 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、児童虐待等の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
2. 保健相談	低出生体重児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）を有する児童に関する相談
3. 障がい相談	肢体不自由、視聴覚障がい、言語発達障がい、重症心身障がい、知的障がい、発達障がいに関する相談
4. 非行相談	
ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談
5. 育成相談	性格行動、不登校、適性（進学適性・職業適性・学業不振等）、育児・しつけに関する相談
6. その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

児童相談対応状況の推移

児童相談所

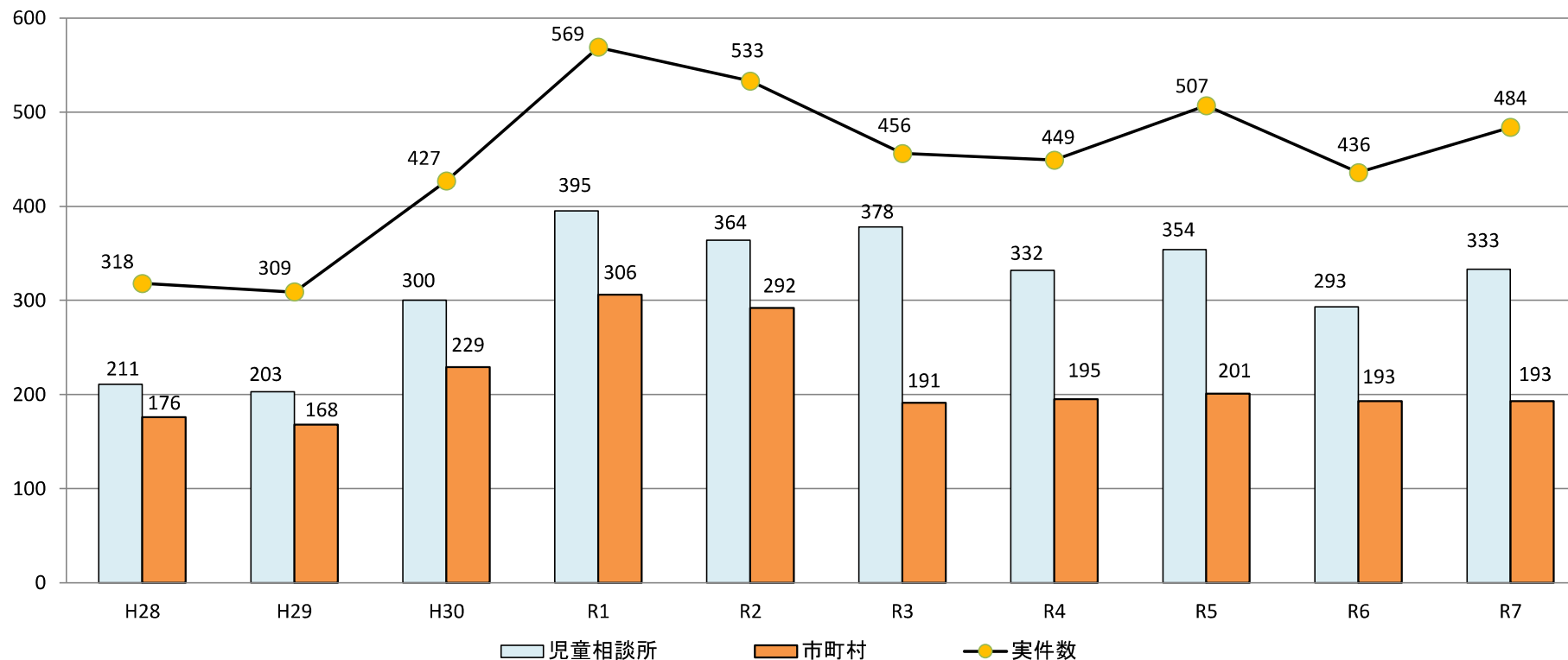


市町村



2 児童虐待相談の状況

○児童虐待相談対応(認定)件数の推移



○令和7年度の児童虐待相談の対応（認定）件数は、児童相談所が333件（前年度比40件、13.7%の増）、市町村が193件（前年度と同数）となった。

○児童相談所と市町村で連携して関わった重複ケース42件を除くと、県内で新たに児童虐待相談として対応（認定）した件数は484件（前年度比48件、11.0%の増）となった。

(1)- 1 受付経路(児童相談所)

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	市町村	児童委員	保育所	学校等	県	保健所	医療機関	警察等	その他	計
R5年度	14 4.0%	1 0.3%	15 4.2%	4 1.1%	48 13.6%	0 0.0%	3 0.8%	49 13.8%	72 20.3%	0 0.0%	6 1.7%	132 37.3%	10 2.8%	354 100.0%
R6年度	14 4.8%	2 0.7%	11 3.8%	5 1.7%	35 11.9%	0 0.0%	1 0.3%	34 11.6%	62 21.2%	0 0.0%	3 1.0%	123 42.0%	3 1.0%	293 100.0%
R7年度	17 5.1%	1 0.3%	11 3.3%	3 0.9%	33 9.9%	0 0.0%	5 1.5%	51 15.3%	11 3.3%	0 0.0%	10 3.0%	101 30.3%	90 27.0%	333 100.0%

○児童相談所に寄せられた児童虐待相談は、警察等からが101件で最も多く、全体に占める割合は30.3%となっている。次いでその他、学校等からとなっている。

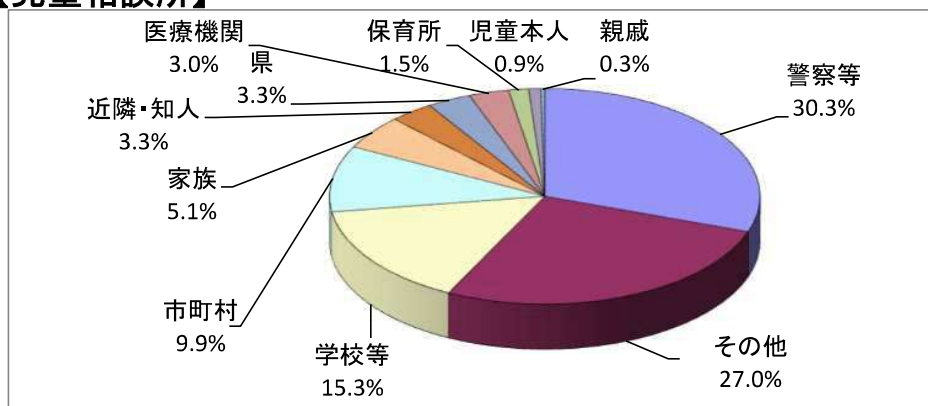
○令和7年度分から統計区分の変更により、「県」に区分されていた一部が「その他」に変更となり、令和7年度は「その他」が大幅に増加

(1)- 2 受付経路(市町村)

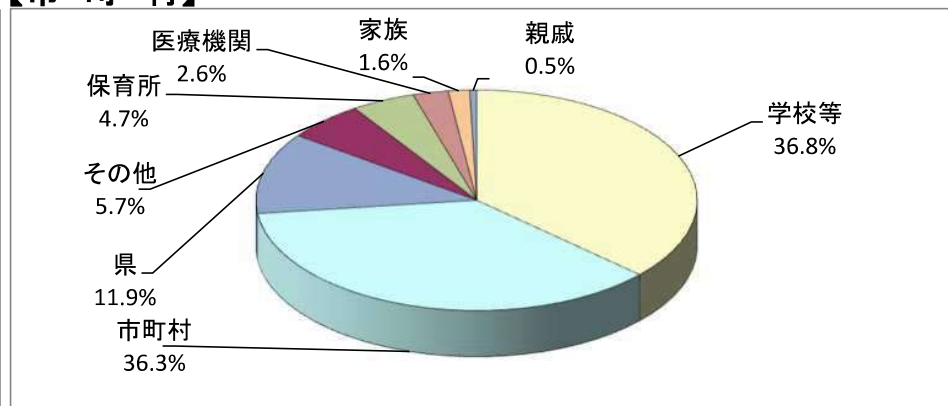
区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	市町村	児童委員	保育所	学校等	県	保健所	医療機関	警察等	その他	計
R5年度	14 7.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	48 23.9%	0 0.0%	12 6.0%	62 30.8%	32 15.9%	5 2.5%	3 1.5%	11 5.5%	14 7.0%	201 100.0%
R6年度	8 4.1%	0 0.0%	5 2.6%	1 0.5%	51 26.4%	0 0.0%	14 7.3%	56 29.0%	38 19.7%	1 0.5%	7 3.6%	7 3.6%	5 2.6%	193 100.0%
R7年度	3 1.6%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	70 36.3%	0 0.0%	9 4.7%	71 36.8%	23 11.9%	0 0.0%	5 2.6%	0 0.0%	11 5.7%	193 100.0%

○市町村に寄せられた児童虐待相談は、学校等からが71件で最も多く、全体に占める割合は36.8%となっている。次いで、市町村（他市町村、他部署等）、県（児童相談所等）からとなっている。

【児童相談所】



【市町村】



(2)-1主な虐待者(児童相談所)

区分	実父		実父以外の父親		実母		実母以外の母親		その他		計	
R5年度	165	46.6%	28	7.9%	150	42.4%	1	0.3%	10	2.8%	354	100.0%
R6年度	120	41.0%	34	11.6%	133	45.4%	3	1.0%	3	1.0%	293	100.0%
R7年度	159	47.7%	20	6.0%	139	41.7%	2	0.6%	13	3.9%	333	100.0%

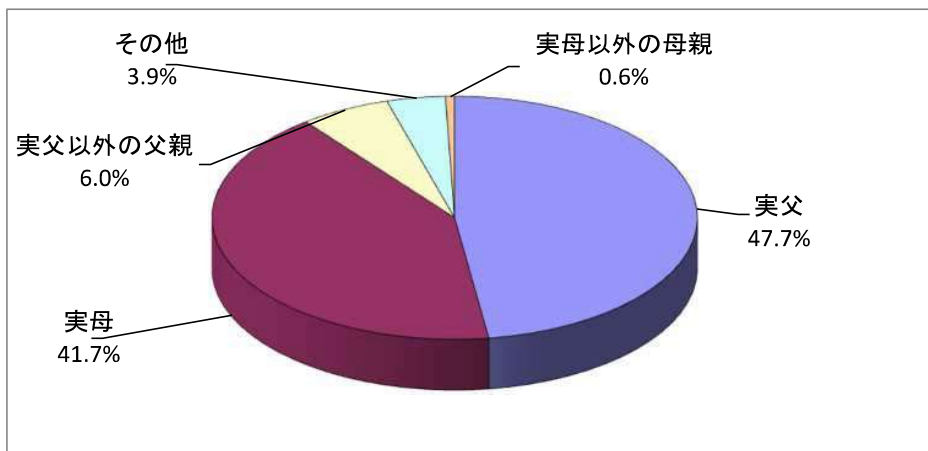
○主な虐待者は、実父が159件で最も多く、全体に占める割合は47.7%となっている。次いで実母、実父以外の父親となっている。

(2)- 2 主な虐待者(市町村)

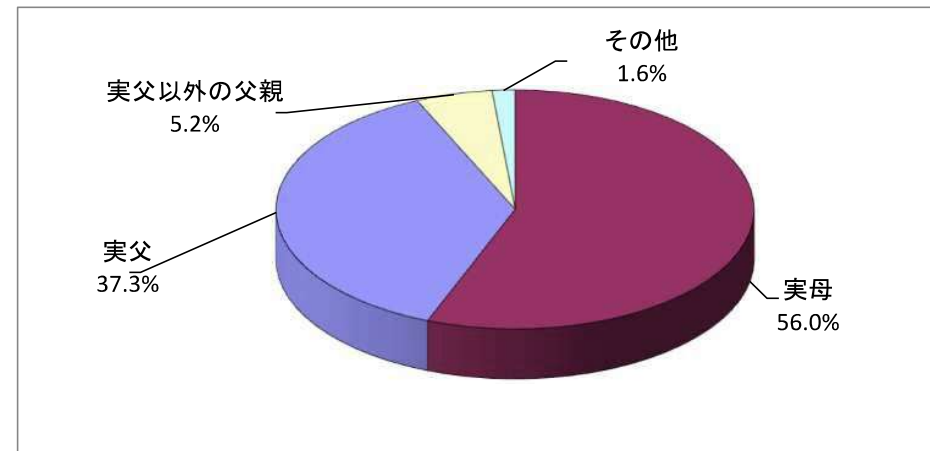
区分	実父		実父以外の父親		実母		実母以外の母親		その他		計	
R5年度	80	39.8%	12	6.0%	99	49.3%	5	2.5%	5	2.5%	201	100.0%
R6年度	65	33.7%	6	3.1%	116	60.1%	5	2.6%	1	0.5%	193	100.0%
R7年度	72	37.3%	10	5.2%	108	56.0%	0	0.0%	3	1.6%	193	100.0%

○主な虐待者は、実母が108件で最も多く、全体に占める割合は56.0%となっている。次いで実父、実父以外の父親となっている。

【児童相談所】



【市町村】



(3)-1虐待種別(児童相談所)

区分	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)		計	
R5年度	110	31.1%	5	1.4%	204	57.6%	35	9.9%	354	100.0%
R6年度	69	23.5%	3	1.0%	180	61.4%	41	14.0%	293	100.0%
R7年度	124	37.2%	5	1.5%	168	50.5%	36	10.8%	333	100.0%

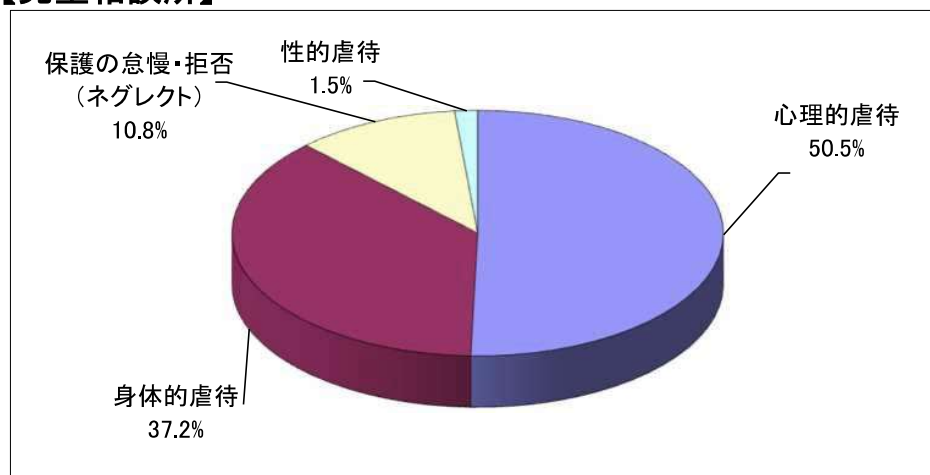
○虐待の種別は、心理的虐待が168件で最も多く、全体に占める割合は50.5%となっている。次いで、身体的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）となっている。（心理的虐待のうち面前DV等が102件）

(3)- 2 虐待種別(市町村)

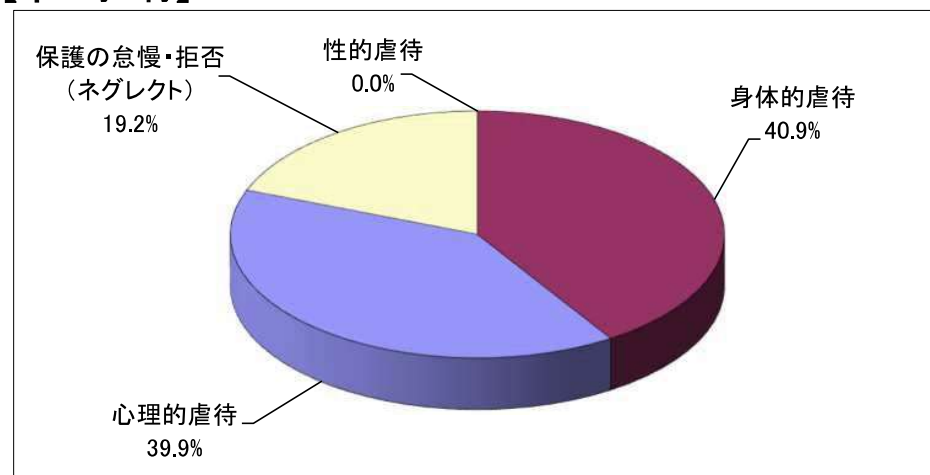
区分	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)		計	
R5年度	73	36.3%	1	0.5%	85	42.3%	42	20.9%	201	100.0%
R6年度	72	37.3%	0	0.0%	75	38.9%	46	23.8%	193	100.0%
R7年度	79	40.9%	0	0.0%	77	39.9%	37	19.2%	193	100.0%

○虐待の種別は、身体的虐待が79件で最も多く、全体に占める割合は40.9%となっている。次いで、心理的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）となっている。（心理的虐待のうち面前DV等が32件）

【児童相談所】



【市町村】



(4)-1被虐待者の年齢(児童相談所)

区分	0歳～3歳未満 (0～2歳)		3歳～学齢前 (3～6歳)		小学生 (7～12歳)		中学生 (13～15歳)		高校生・その他 (16～18歳)		計	
R5年度	43	12.1%	68	19.2%	153	43.2%	65	18.4%	25	7.1%	354	100.0%
R6年度	39	13.3%	81	27.6%	112	38.2%	40	13.7%	21	7.2%	293	100.0%
R7年度	28	8.4%	89	26.7%	142	42.6%	51	15.3%	23	6.9%	333	100.0%

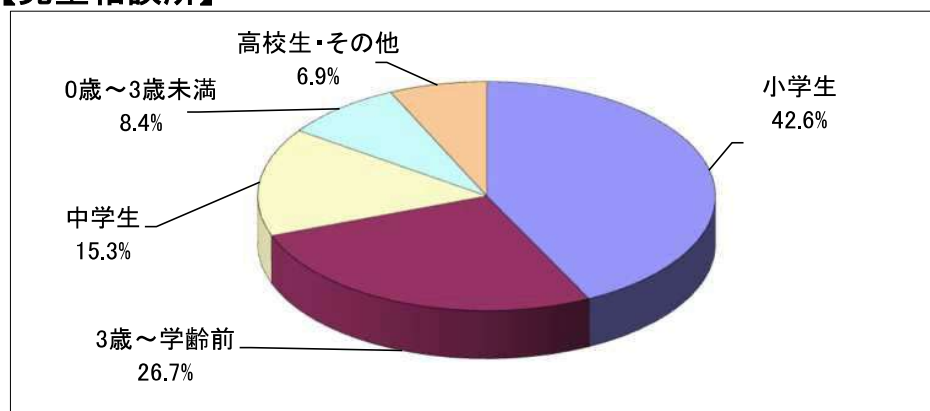
○虐待を受けている子どもの年齢は、小学生が142件で最も多く、全体に占める割合は42.6%となっている。次いで3歳～学齢前、中学生、0歳～3歳未満となっている。

(4)-2被虐待者の年齢(市町村)

区分	0歳～3歳未満 (0～2歳)		3歳～学齢前 (3～6歳)		小学生 (7～12歳)		中学生 (13～15歳)		高校生・その他 (16～18歳)		計	
R5年度	26	12.9%	67	33.3%	82	40.8%	19	9.5%	7	3.5%	201	100.0%
R6年度	35	18.1%	65	33.7%	73	37.8%	14	7.3%	6	3.1%	193	100.0%
R7年度	46	23.8%	56	29.0%	66	34.2%	21	10.9%	4	2.1%	193	100.0%

○虐待を受けている子どもの年齢は、小学生が66件で最も多く、全体に占める割合は34.2%となっている。次いで3歳～学齢前、0歳～3歳未満、中学生となっている。

【児童相談所】



【市町村】

